

# 学校法人東京音楽大学利益相反マネジメント規程

令和元年11月27日制定

## (目的)

第1条 この規程は、学校法人東京音楽大学利益相反ポリシー（令和元年11月27日制定）の定めるところに従い、学校法人東京音楽大学（以下「本学」という。）における利益相反マネジメントの実施体制及び手法について定め、利益相反を適切に管理することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において「教職員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 本学の理事長及び理事
- (2) 本学の教職員（専任の教職員に限る）
- (3) その他次条に定める利益相反マネジメント委員会が指名する者

2 この規程において「産学官連携活動」とは、教職員が企業、自治体、機関その他団体（以下「企業等」という。）と共同の事業に従事すること又は兼業を行うことをい、さらに広く学外との社会連携を行うことも含めて「産学官連携活動等」という。

3 この規程において、「利益相反」とは、次に掲げる行為により、教職員等又は本学が産学官連携活動等に伴って得る利益と教育・研究という本学における責任が衝突若しくは相反している状態や、教職員等の本学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態をいう。

- (1) 兼業を行う場合（専任の教職員に限る。）
- (2) 対価、物品その他何らかの経済的利益を得て、外部との共同研究、受託研究又は受託事業に参加する場合
- (3) 前2号の相手方に対し、本学の施設又は設備の利用を提供する場合
- (4) 第1号及び第2号の相手方から、一定額以上の物品を購入する場合
- (5) その他利益相反マネジメント委員会が利益相反に該当すると判断する場合

## (委員会の設置)

第3条 本学に利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 利益相反マネジメントに必要なルールの整備に関すること。
- (2) 利益相反に係る調査及び審査に関すること。
- (3) 利益相反を回避するための措置に関すること。
- (4) 利益相反に関する社会への情報公開に関すること。

- (5) その他利益相反マネジメントに関すること。

(委員会の組織)

第4条 委員会は次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
  - (2) 常勤の理事
  - (3) 学長特任補佐
  - (4) 事務局長
  - (5) 総務部長
  - (6) 総務課長
  - (7) 人事課長
  - (8) その他委員長が必要と認める者
- 2 委員長は、第7条で定める利益相反アドバイザーを委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、事務局長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故あるときは又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもってこれを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 審査の対象となる産学官連携活動等に携わる委員は、議事に加わることができない。

(利益相反アドバイザー)

第7条 本学に利益相反マネジメントに関して必要な助言及び指導を行う者として、利益相反アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置くことができる。

- 2 アドバイザーは、利益相反に関して高い見識を有する外部有識者のうちから、委員長が委嘱する。
- 3 教職員等は、利益相反を回避するため、次条に規定する相談窓口を通して、利益相反アドバイザーから指導・助言等を受けることができる。

(相談窓口)

第8条 本学に利益相反に関する教職員等からの相談を受け付ける窓口を設置する。

2 前項の相談窓口は、研究支援室に置く。

(申告)

第9条 産学官連携活動等に携わる教職員等は、利益相反に関する申告書を委員会に提出しなければならない。

2 前項の申告書は、原則として年に一度提出するものとし、提出時期及び書式等は委員会が別に定める。

3 前項のほか、産学官連携活動等に携わる教職員等は、利益相反に該当したと思われる又は該当するおそれのある事案が発生した場合並びに所属長若しくは相談窓口から利益相反に該当する可能性を助言された場合は、速やかに委員会に申告書を提出しなければならない。

(利益相反マネジメント)

第10条 委員会は、利益相反に関する申告書に基づき、利益相反に該当する状況の有無並びに利益相反に該当する場合の程度等について、確認及び調査を行わなければならない。

2 委員会は、前項の確認及び調査結果に基づき審査を行う。

(委員会によるヒアリング)

第11条 委員会は、前条の審査において必要と認めるときは、当該教職員等に対してヒアリングを実施することができる。

2 教職員等は、前項のヒアリングの要請に応じなければならない。

(委員会による勧告)

第12条 委員会は、第10条の審査において、利益相反の状況にある又は利益相反の状況に陥る可能性があるとして判断した場合は、当該教職員等に対し、産学官連携活動等の是正、改善若しくは中止その他の措置を勧告するとともに、当該勧告に対する措置の報告を求めるものとする。

2 教職員等は、前項の勧告を受けた場合は、速やかに当該勧告に対する措置を講じるとともに、委員会及び所属長に対して当該措置の内容を報告しなければならない。

3 委員会は、前項の報告を受けたときは、その内容を審査し、審査結果を当該教職員等に通知する。この場合において、当該措置が不十分又は不適切とされた当該教職員等に通知する。この場合において、当該措置が不十分又は不適切とされた当該教職員等は、更なる措置及び報告を行わなければならない。

- 4 委員会は、第1項の勧告及び前項の通知を行ったときは、当該教職員等の所属長に報告する。
- 5 委員会は、第1項の勧告又は第3項の通知を受けた教職員等が、正当な理由なく当該勧告又は通知に係る措置を講じなかった場合は、速やかに理事長に報告する。
- 6 理事長は、前項の報告を受けた場合は、当該教職員等に対し、当該勧告又は通知に係る措置を命ずることができる。

(報告書の提出)

第13条 委員長は、前条第1項の勧告又は第3項の通知を行った後、10日以内に理事長に対し、勧告又は通知に関する報告書を提出しなければならない。

(守秘義務)

第14条 委員会の構成員、アドバイザーその他利益相反マネジメントに関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(教育)

第15条 本学は、学校法人東京音楽大学利益相反ポリシー及び本規程の重要性を周知するため、委員会の決定に従い、利益相反に関する教育等を実施する。

(情報公開)

第16条 本学は、社会に対する説明責任を果たすため、利益相反マネジメントの取組状況等についての情報を公開する。

(事務)

第17条 委員会の事務は、研究支援室がこれを行う。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和元年11月27日から施行する。